

IC ローンカードご利用のしおり

多摩信用金庫

1. お願い

IC ローンカードにご使用の「暗証番号」は、他人に知られないようにご注意ください。なお、当金庫の職員が店舗外や電話等で「暗証番号」をおたずねすることはありません。

- (1) IC ローンカードの紛失または盗難にあった場合は、直ちに電話等でご連絡ください。
連絡先は以下の表のとおりです。

	時間帯	連絡先名・説明 等	電話番号
平日	7:50~9:00	たましん事務センター	042-524-8411
	9:00~17:00	お取引店舗	※1
	17:00~21:00	たましん事務センター	042-524-8411
	21:00~7:50	しんきんサービスセンター（オペレータ）※2	03-6433-2392
	8:00~23:59	たましんテレホンバンキングセンター（自動音声）※2	0120-70-1616
土日祝	7:50~21:00	たましん事務センター	042-524-8411
	21:00~7:50	しんきんサービスセンター（オペレータ）※2	03-6433-2392
	8:00~23:59※3	たましんテレホンバンキングセンター（自動音声）※2	0120-70-1616

※1：お取引店舗の電話番号は当金庫ホームページの店舗・ATM 案内をご確認ください。

※2：後日、お取引店舗より紛失状況の確認連絡を差し上げます。

※3：1月1日は利用休止となります。

- (2) お名前、ご住所等の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店までお申し出ください。
(3) IC ローンカードを曲げたり、高温・多湿の所、磁気の強い所（テレビ等の近く）に置かないようご注意ください。
(4) IC ローンカードの取扱いについては、ローンカード規定をご一読ください。

2. お借入

- (1) たましんカードローン（2WAY・CITY）・たましん教育カードローン（以下「カードローン」といいます。）は、当金庫本支店、店外キャッシュサービスコーナーおよびキャッシュサービス提携金融機関の ATM を使用して、ご契約いただいた当座貸越契約のお借入極度額の範囲内であれば何回でもお気軽にローンをご利用いただけます。
(2) 当金庫や提携金融機関の ATM を使用してお借入をするときは、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。なお、届出の暗証番号と相違した番号を入力した場合は、IC ローンカードが使用できなくなることがあります。

《ご利用明細票》

カードローンは通帳を発行いたしません。通帳のかわりに過去3カ月の間にお取引があった場合、3・6・9・12月末を基準として入出金の明細を記載した「ご利用明細票」を作成し、届出のご住所あてに送付いたします。

「ご利用明細票」には、該当期間のお借入、毎月の定例返済、任意のご返済、利息、お借入残高などが記載されておりますのでご確認ください。

なお、内容について、ご不明、お気づきの点がございましたらお気軽に当金庫本支店までお問い合わせください。

《期限と継続》

カードローンのお取引期限は、ご契約成立の日から契約書記載の期間が経過する日の属する月の10日とします。ただし、ご利用状況等の審査の結果、返済遅延など特別な事情がないかぎり自動的に同期間更新されますので引き続きお手元の IC ローンカードをご利用になれ、その後も同様の取扱いとします。なお、審査の結果、継続をお断りする場合は、期間満了日前日までに書面をもってお知らせいたします。

この場合、期間満了日以後は IC ローンカードによる新たなお借入は停止させていただきますが、お借入残高は、いままでどおり毎月の定例返済、任意の返済によりご返済していただくこととなります。

《返済遅延等》

毎月10日（信用金庫の休日の場合、翌営業日）の定例返済日に返済用預金口座の預金残高が返済金額に満たない場合には、返済遅延となり遅延分をご返済いただくまでは、ICローンカードによる新たなお借入を中止させていただきます。返済遅延となった場合は、至急、不足金額を返済用預金口座へご入金ください。ご入金によりご返済が可能となった時点で自動引落しにより遅延分をご返済いただきます。

万一、翌々月の定例返済日の前日までに元金を返済されなかったときは、カードローン契約は解約されることになり、一般社団法人しんきん保証基金がお客さまにかわってお借入残高、利息を支払い、一般社団法人しんきん保証基金がその金額の返済をお客さまに請求することとなります。このほか、住所変更届をお出しただけず、当金庫からのご連絡がとれなくなった場合、またはカードローン契約規定に違反された場合などは、カードローン契約は解除され、前項と同様の取扱いとなりますのでご注意ください。

詳しくは該当商品の契約規定をご確認ください。なお、特別な事情のある場合には、当金庫本支店までお問い合わせください。

3. 暗証番号の変更

- (1) ICカードにご使用の「暗証番号」は、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナーのATMを使用して変更することができます。
- (2) ATMの画面表示等の操作手順にしたがって、ICローンカードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。なお、暗証番号には生年月日、電話番号や「1111」「1234」など類推されやすい番号は使用しないでください。

4. 限度額の変更

当金庫のICカードにつきましては、現金のお引出し、カード振込それぞれについて1日の利用限度額を、当金庫所定の金額の範囲内で変更することができます。限度額を引下げの場合は、窓口で所定の手続きをお取りいただくほか、ATMでも変更することができます。限度額を引上げる場合は窓口で所定の手続きをお取りください。

以上
(2024.1 改定)